

記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について

刑事局総務課

当局に報告のあった保管記録等の閲覧（謄写）状況、保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について取りまとめたので、執務の参考とされたい。

第1 保管記録等の閲覧（謄写）状況等

平成26年（調査期間：平成26年1月1日から同年12月31日まで）における保管記録等の閲覧（謄写）状況等の概要は次のとおりである。

1 概況

平成26年における保管記録等の閲覧（謄写）状況は1表のとおりである。

平成26年の保管記録に対する閲覧請求件数は、平成25年の22,200件から989件増加して23,189件となった。

閲覧請求に対し、閲覧を許可（一部不許可を除く。）した件数は23,076件、不許可件数は16件、一部不許可件数は97件であり、閲覧を許可した件数が請求件数の99%以上を占めている。

また、閲覧が許可された保管記録のうち、21,846件（許可件数の94.7%）について謄写申請がなされ、21,772件（謄写申請件数の99.7%）が許可されているところ、謄写の不許可件数は28件、一部不許可件数は46件となっている。

このほか、再審保存記録に対してなされた閲覧請求15件のうち、14件が許可、1件が不許可、刑事参考記録に対してなされた閲覧請求3件は全て許可、記録事務規程第11条の特別処分に係る保存記録に対してなされた閲覧請求7件のうち、6件が許可、1件が不許可であった。

【1表】 保管記録等の閲覧（謄写）状況

1 保管記録	閲覧請求	23,189 件
	許可	23,076 件
	一部不許可	97 件
	不許可	16 件
	謄写申請	21,846 件
	許可	21,772 件
	一部不許可	46 件
2 再審保存記録	閲覧請求	15 件
	許可	14 件
	一部不許可	0 件
	不許可	1 件
3 刑事参考記録	閲覧請求	3 件
	許可	3 件
	一部不許可	0 件
	不許可	0 件
4 記録事務規程第11条の特別処分に係る保存記録	閲覧請求	7 件
	許可	6 件
	一部不許可	0 件
	不許可	1 件

2 裁判所からの送付嘱託等の受理・処理状況

(1) 確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成23年から平成26年までの受理・処理件数は2表のとおりであり、平成26年における受理件数は、前年から148件減少して759件となっている。

これを処理区分別件数で見ると、「全て送付」としたものが540件で受理件数の71.2%を占めている。他方、送付嘱託等に応じなかった（全く応じなかった又は一部送付に応じた）件数は219件あり、受理件数の28.8%を占め、このうち、全く応じなかった件数は51件あり、送付嘱託等に応じなかった件数の23.3%を占めている。

【2表】 確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て送付	一部送付	全く応じない
平成23年	1,037	712 68.7%	248 11.7%	77 7.4%
平成24年	970	667 68.8%	248 25.5%	55 5.7%
平成25年	907	644 71.0%	193 21.3%	70 7.7%
平成26年	759	540 71.2%	168 22.1%	51 6.7%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※送付嘱託のほか、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた件数も含む。

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、過失運転致死傷罪（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項（自動車による過失致死傷罪）を含む。以下同じ。）とそれ以外の罪名で区分したものが3表であるが、平成26年においては、過失運転致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託が全体の61.8%を占めている。

【3表】 過失運転致死傷罪に係る送付嘱託等受理件数

年次	受理件数	過失運転致死傷罪	その他
平成23年	1,037	540 52.1%	497 47.9%
平成24年	970	543 56.0%	427 44.0%
平成25年	907	510 56.2%	397 43.8%
平成26年	759	469 61.8%	290 38.2%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成26年における処理件数について、処理区分ごとに過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが4表である。

【4表】 過失運転致死傷罪に係る送付嘱託等処理件数

平成26年	処理件数	過失運転致死傷罪	その他
全て送付	540	336 62.2%	204 37.8%
一部送付	168	101 60.1%	67 39.9%
全く応じない	51	32 62.7%	19 37.3%

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

(2) 不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成23年から平成26年までの受理・処理件数は5表のとおりであり、平成26年における受理件数は、前年から6件減少して1,777件となっている。

これを処理区分別件数でみると、送付嘱託等に応じなかった（全く応じなかった又は一部送付に応じた）件数が1,035件あり、受理件数の58.2%を占め、中でも「一部送付」としたものが837件で受理件数の47.1%を占めて最大となっている。

【5表】 不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て送付	一部送付	全く応じない
平成23年	1,729	595 34.4%	955 55.2%	179 10.4%
平成24年	1,809	602 33.3%	1,025 56.7%	182 10.0%
平成25年	1,783	573 32.1%	1,037 58.2%	173 9.7%
平成26年	1,777	742 41.8%	837 47.1%	198 11.1%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※送付嘱託のほか、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた件数も含む。

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが6表であるが、平成26年においては、過失運転致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託等が全体の86.5%を占めている。

【6表】 過失運転致死傷罪に係る送付嘱託等受理件数

年次	受理件数	過失運転致死傷罪	その他
平成23年	1,729	1,551 89.7%	178 10.3%
平成24年	1,809	1,626 89.9%	183 10.1%
平成25年	1,783	1,564 87.7%	219 12.3%
平成26年	1,777	1,537 86.5%	240 13.5%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成26年における処理件数について、処理区分ごとに過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが7表である。

【7表】 過失運転致死傷罪に係る送付嘱託等処理件数

平成26年	処理件数	過失運転致死傷罪	その他
全て送付	742	650 87.6%	92 12.4%
一部送付	837	760 90.8%	77 9.2%
全く応じない	198	127 64.1%	71 35.9%

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

- 3 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況
平成23年から平成26年までの受理・処理件数は8表のとおりであり、平成26年における受理件数は、前年から2,101件増加して28,736件となっている。

閲覧（謄写）の許可状況について処理区分別件数で見ると、「全て許可」としたものが25,440件で受理件数の88.5%を占めて最多となっているところ、許可しなかった件数（全部又は一部許可しなかった件数）は3,296件あり、これは受理件数の11.5%を占める。

【8表】 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て許可	一部許可	全く応じない
平成23年	25,154	21,582 85.8%	2,991 11.9%	581 2.3%
平成24年	27,245	24,436 89.7%	2,306 8.5%	503 1.8%
平成25年	26,635	23,315 87.5%	2,652 10.0%	668 2.5%
平成26年	28,736	25,440 88.5%	2,835 9.9%	461 1.6%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが9表であるが、平成26年においては、過失運転致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の96.7%を占めている。

【9表】 過失運転致死傷罪に係る照会受理件数

年次	受理件数	過失運転致死傷罪	その他
平成23年	25,154	24,272 96.5%	882 3.5%
平成24年	27,245	26,242 96.3%	1,003 3.7%
平成25年	26,635	25,801 96.9%	834 3.1%
平成26年	28,736	27,784 96.7%	952 3.3%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

平成26年の受理・処理件数について、確定記録と不起訴記録別に区分したものが10表である。

平成26年の受理件数28,736件のうち、不起訴記録に対する受理件数が28,203件であり、受理件数の98.1%を占めている。

処理件数について、照会に対して全く応じなかった件数が占める割合は、確定記録が29.5%であるのに対し、不起訴記録は1.1%であり、不起訴記録に比して、確定記録については照会に応じない割合が高い。

【10表】 確定記録・不起訴記録別に見る受理・処理状況

平成26年	受理件数	処理区分別件数		
		全て許可	一部許可	全く応じない
過失運転致死傷罪	469	321(68.4%)	8(1.7%)	140(29.9%)
	27,315	24,413(89.4%)	2,650(9.7%)	252(0.9%)
その他	64	43(67.2%)	4(6.2%)	17(26.6%)
	888	663(74.7%)	173(19.5%)	52(5.8%)
合計	533	364(68.3%)	12(2.3%)	157(29.5%)
	28,203	25,076(88.9%)	2,823(10.0%)	304(1.1%)

※上段：確定記録 下段：不起訴記録 ()：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

4 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

平成23年から平成26年までの受理・処理件数は11表のとおりであり、平成26年における受理件数は、前年から1,679件増加して、9,380件となっている。

これを処理区分別件数で見ると、「全て許可」としたものが9,114件あり、全体の97.2%を占めている。

【11表】 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て許可	一部許可	全く応じない
平成23年	5,935	5,614 94.6%	300 5.1%	17 0.3%
平成24年	7,068	6,434 91.0%	616 8.7%	21 0.3%
平成25年	7,701	6,962 90.4%	697 9.1%	42 0.5%
平成26年	9,380	9,114 97.2%	242 2.6%	24 0.2%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが12表であり、平成26年においては、過失運転致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の94.4%を占めている。

【12表】 過失運転致死傷罪に係る受理件数

年次	受理件数	過失運転致死傷罪	その他
平成23年	5,935	5,671 95.6%	264 4.4%
平成24年	7,068	6,718 95.0%	350 5.0%
平成25年	7,701	7,345 95.4%	356 4.6%
平成26年	9,380	8,853 94.4%	527 5.6%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成26年における処理件数について、処理区分ごとに過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが13表である。

【13表】 過失運転致死傷罪に係る処理件数

平成26年	処理件数	過失運転致死傷罪	その他
全て許可	9,114	8,644 94.8%	470 5.2%
一部許可	242	207 85.5%	35 14.5%
全く応じない	24	2 8.3%	22 91.7%

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

5 保管記録等につき、民事訴訟法上の文書提出命令がなされた事案について

平成26年に文書提出命令がなされた事案は4件あり、その概要は次のとおりである。

【事案1】当事者が作成した「和解書」について文書提出命令がなされた事例

1 事案の概要

労使交渉の際に起きた暴行事件の被害者（申立人）が、相手方 A（被告）及び会社 B に対し、不法行為（会社に対しては使用者責任）による損害賠償を求めている事案（以下「基本事件」という。）において、申立人と A の連名で作成した「和解書」について、文書提出命令が申し立てられたもの。
基本事件においては、申立人は A から暴行を受けたと主張しているところ、A はこれを否認している。

2 文書提出命令

(決定)

申立人と A が平成24年6月16日に警察署長宛てに提出した和解に関する文書を提出せよ。

(理由)

○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

本件文書が申立人と A の連名で警察署長に刑事事件としての立件を求めない意思を明らかにすることを目的として作成されたものであるとしても、「和解書」と題するとおり、A が申立人に対し、暴行を加えたことを認め、謝罪したことを明らかにする目的も有しており、挙証者である申立人の被害者としての地位又は権利（不法行為による損害賠償請求権）を基礎付けるものと認めるのが相当である。したがって、本件文書は民事訴訟法220条3号の「利益文書」に該当する。

○刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）47条との関係

本件文書は、刑訴法47条本文により原則として公開が許されない「訴訟に関する書類」に当たり、同条ただし書の規定に基づき公にすることを相当と認めるか否かの判断は、当該文書の保管者の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。

当該文書が民事訴訟法220条3号の法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。

○本件文書の証拠調べの必要性等について

本件において、申立人は基本事件において A から暴行を受けたと主張しているところ、A はこれを否認しており、申立人は、A から暴行を受けたことを証明する証拠として、診断書及び被告会社 B に提出した申立人作成の報告書を提出するが、いずれも A の暴行の事実を直ちに裏付けるものとははいえず、A が本件文書の内容を覚えていないとしてその内容を明らかにしていない以上、A が申立人に謝罪したこと及びその原因となった事実が記載されていると推認される本件文書を取り調べる必要性があると認められる。

本件文書は、本件トラブルの内容について簡潔に記載されたものであり、申立人と A の連名で作成されたものであることからすると、これを公にすることによって A 等の関係者の名誉やプライバシー権を侵害する具体的なおそれがあるとは認められず、捜査や公判への不当な影響を及ぼす弊害が生じるなどの具体的なおそれがあるとも認め難い。したがって、本件文書の提出を拒否した相手方の判断は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものというべきである。

3 その他

提出を命じられた本件文書について裁判所に提出した。

【事案2】捜索差押えの手続違反を理由とする損害賠償請求事件

1 事案の概要

①インターネットサイト A に関する麻薬特例法違反事件（以下「①事件」という。）及び②インターネットサイト A に関する威力業務妨害事件（以下「②事件」という。）の捜査において申立人に対して行われた捜索差押え等が、いずれも「押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合」（刑訴法222条1項、102条2項）でないにもかかわらず実施されており違法であるとして都及び国に対して提起された損害賠償請求訴訟（以下「基本事件」という。）において文書提出命令が申し立てられたもの。

2 文書提出命令

(決定)

- ①事件に係る捜索差押許可状及び同請求書を提出せよ。
- ①事件に係る捜索差押許可状の請求時に提出した疎明資料、②事件に係る捜索差押許可状及び同請求書に対する申立てについては却下する。

(理由)

○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

各捜索差押許可状等は、相手方に所属する警察官・裁判官において請求・発付したものであり、申立人が有する「住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利」(憲法35条1項)を制約し、警察官に捜索、差押えを行う権限を付与し、申立人にこれを受忍させるという文書であるから、申立人と相手方との間の法律関係文書に該当すると解するのが相当である。

①事件の捜索差押許可状の請求の際に添付された疎明資料については、刑事訴訟規則156条1項及び同3項所定の資料として、捜査機関が裁判官に提供したものであるから、捜索差押許可状請求書と一体となり、申立人と相手方との間の法律関係文書に該当するというべきである。

○刑訴法47条との関係

捜索差押許可状、同請求書、疎明資料の各文書について、①事件(不起訴処分)に係るものについては捜査段階で作成された文書であり、②事件に係るものについては未だ公判に提出されていない文書であるから、いずれも刑訴法47条により原則として公開が許されない「訴訟に関する書類」に当たり、同条ただし書の規定に基づき公にすることを相当と認めるか否かの判断は、当該文書の保管者の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。

当該文書が民事訴訟法220条3号の法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。

○本件各文書の証拠調べの必要性等について

・①事件の捜索差押許可状及び同請求書について

本件の捜索差押許可状等については、「被疑者又は被告人の氏名」、「罪名」及び「差し押さえるべき物」の各記載が基本事件の審理において既に明らかになっていることからすると、申立人の主張の立証のために不可欠な証拠とはいえないが、各捜索差押えが刑訴法等の規定に従って執行されたことを客観的に明らかにし、その執行に手続違背があったか否かを判断するため、取調べの必要性が認められるというべきである。

ただし、(①事件の捜索差押許可状等3件のうち1件については)「捜索すべき場所」の記載部分には第三者のプライバシーを害するおそれがあり、開示による弊害があるといわざるを得ないことから、相手方の判断がその裁量権を逸脱し、又はこれを濫用したものであるといふことはできず、同部分については文書の提出を命ずることができない。

その余の部分及び他の捜索差押許可状等は、そのような事情はなく、相手方も提出に応じることができるとしていることから文書の提出を命ずることができるといふべきである。

・①事件の捜索差押許可状の請求の際に添付された疎明資料について

各疎明資料については、各捜索差押許可状の発付を求めるに当たり裁判官に提供された資料であり、請求する根拠となった資料であるから、本件においてこれらを取り調べる必要性はあるといえる。

しかし、①事件の犯罪の性質に鑑みると、上記疎明資料が明らかになることによつて捜査手法が明らかとなり、将来の同種事案における捜査が困難となることが予想される上、上記各疎明資料の中には、捜査に協力した第三者の氏名が記載されているものがあり、これが開示されることにより第三者のプライバシーを侵害するおそれがある。

そうすると、前記取調べの必要性を考慮しても、相手方が上記各疎明資料を開示しないことは、その裁量の範囲を逸脱し、又は濫用するものであるといふことはできないことから、文書の提出を命ずることはできない。

・②事件の捜索差押許可状及び同請求書について

本件の捜索差押許可状等については、「罪名」及び「捜索すべき場所」以外の部分については基本事件において明らかになっておらず、そのうち、「差し押さえるべき物」の記載は、差押えの必要性や当該物が捜索場所に存在する蓋然性の有無について判断する前提となるものであり、また、捜索差押えが刑訴法等の規定に従って執行されたことを客観的に明らかにし、その執行に手続違背があったか否かを判断するという点でも取調べの必要性を肯定することができる。

しかし、「差し押さえるべき物」の記載中に、証拠収集の方法を推知させる

記載が含まれている可能性が高く、これらの情報を開示することにより、捜査手法が明らかになるおそれ等があり、将来の捜査に悪影響を及ぼすおそれがあるほか、「被疑事実の要旨」の記載中に、第三者のコンピュータの所在場所や管理者の名称が記載されていることが認められ、当該管理者の名誉やプライバシーを害するおそれがある。

したがって、捜査差押許可状等を取り調べる必要性を考慮しても開示の弊害は大きく、相手方がこれらの文書の提出を拒否したことがその裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものということとはできないことから文書の提出を命ずることはできない。

- 3 その他
提出を命じられた本件文書について裁判所に提出した。

【事案3】不起訴処分となった交通事故の被疑者が提起した損害賠償請求事件

1 事案の概要

複数車両の関係する玉突き衝突事故（以下「本件事故」という。）において、先頭車両運転手（原告）から申立人（被告）に対する損害賠償請求（以下「基本事件」という。）が提起されているところ、申立人を被疑者とする本件事故の刑事記録のうち、中間車両の運転手 A に対する捜査及び供述の記載されたものについて、文書提出命令が申し立てられたもの。

2 文書提出命令

(決定)

A に対する捜査及び供述の記載された刑事記録一切の原本又は写しを提出せよ。

(理由)

○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

申立人を被疑者とする本件事故の刑事記録のうち、A に対する捜査、供述の刑事記録は、申立人と相手方との間で、相手方に申立人を訴追する権限を付与し、申立人にこれを受忍させるという法律関係を生じさせる文書であり、法律関係文書に該当する。

○刑訴法47条との関係

当該文書は、不起訴記録の一部であり、刑訴法47条に定める「訴訟に関する書類」に該当する。

そこで、同条ただし書に該当するかが問題となるところ、その判断は、原則として当該文書の保管者の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであり、保管者において、当該文書を公にする目的、必要性の有無程度等、諸般の事情を総合的に判断して決定すべきである。

ただし、保管者が文書の提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。

○本件文書の証拠調べの必要性等について

基本事件において、申立人の過失の有無・程度を判断するに当たり、A の供述の信用性を判断する必要があり、その一材料として同人の捜査・供述に関する刑事記録を取り調べる必要性があることは否定できない。

A に対して証人尋問の場で刑事事件における捜査・供述状況等について質問をすることは可能であるが、同人は、本件事故の被害者の立場にあり、申立人にとっては敵対的証人の性格を有している。

有効な証人尋問を行うためにも、民事訴訟において該当文書を取り調べる必要性は高い。

一方、A は既に基本事件において陳述書を提出しており、該当文書を公開することで関係者の名誉やプライバシーが侵害されるとは考え難く、また、相手方は捜査や公判に影響が及ぶ事情について主張していない。

したがって、相手方に対する文書提出命令の申立ては理由があるから、これを認めることとする。

3 その他

提出を命じられた本件文書の写しについて裁判所に提出した。

【事案4】不起訴処分となった交通事故の被疑者が提起した損害賠償請求事件

1 事案の概要

申立人とAとの間の交通事故(以下「本件事故」という。)において、申立人がAに対して損害賠償請求を提起しているところ(以下「基本事件」という。)、本件事故を眼前で目撃したBの供述調書について、文書提出命令が申し立てられたもの。

2 文書提出命令

(決定)

本件事故に関するBの供述調書の原本又は写しを提出せよ。

(理由)

○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

本件文書は、申立人を被疑者とする自動車運転過失傷害被疑事件について作成されたものであり、相手方が申立人の刑事処分を決定するに当たり、それに理由があることを裏付ける資料として用いられたものと解されるから、同人との関係で、法律関係文書に該当する。

○刑訴法47条との関係

当該文書は、不起訴記録の一部であり、刑訴法47条に定める「訴訟に関する書類」に該当する。

そこで同条ただし書に該当するか否かが問題となるところ、その判断は、原則として当該文書を保管する者の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきであり、保管者において、当該文書を公にする目的、必要性の有無程度等、諸般の事情を総合的に判断して決定すべきである。

ただし、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。

○本件各文書の証拠調べの必要性等について

基本事件は、信号機による交通整理の行われている交差点における事故を巡る損害賠償請求事件であり、対面信号機の色が最大の争点となっているところ、事故当事者以外の第三者であるBの供述の証拠価値は非常に高いといえ、B自身が、現時点で時間の経過もあって本件事故当時の記憶に曖昧なところがあり、むしろ捜査段階の供述を確認してほしいとも述べていることからすると、同人の証人尋問を実施しても曖昧な結果に終わる可能性が高く、本件文書の基本事件における取調べの必要性は非常に高いといえる。

そして、B自身が本件文書の開示を求める陳述書を提出していることを踏まえても、関係者の名誉、プライバシー等が害されるおそれは高くはないと考えられるなどの事情を踏まえると、その提出を命ずることができる場合に当たると解される。

3 その他

提出を命じられた本件文書の写しについて裁判所に提出した。

第2 保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について

平成26年に当局へ報告のあった保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件の概要は次葉のとおりである。

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成26年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁判結果
1	<p>保管記録, 裁判書</p> <hr/> <p>別件刑事事件の訴訟準備のため (請求者: 別件事件の弁護人)</p>	<p>刑事確定訴訟記録法4条2項5号</p>	<p>【認容】</p> <p>申立人は弁護士であり, 別事件における本件被告人の弁護人として職務遂行のために閲覧請求をしていることからすれば, 開示を受けたこれらの情報を不当に使用したり, 又はみだりに第三者(本件被告人を含む。)に開示することによって, 関係人の名誉や生活の平穩を著しく害する可能性は低いといえることからすると, これらの書類全てが申立人に閲覧されたとしても「関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがある」(記録法4条2項5号)とは認められないから, 証拠書類中, 被害者及び参考人等のプライバシーに係る部分の閲覧不許可処分を取り消す。</p> <p>その他, 裁判書, 手続関係書類, 身柄関係書類及びその他証拠関係書類等についても, 記録法4条2項5号の場合に該当しないからその閲覧一部不許可処分を取り消す。</p>
2	<p>保管記録</p> <hr/> <p>民事訴訟の準備のため (請求者: 被害者遺族の勤務先上司)</p>	<p>刑事確定訴訟記録法4条2項5号</p>	<p>【棄却】</p> <p>申立人に本件記録の閲覧を許可した場合, 関係人のプライバシー部分を除いたとしても, 被害者遺族と共に関係者を追及するおそれが高いといわざるを得ず, 関係人の名誉又は生活の平穩が著しく害されることとなるおそれが高いというべきであり, 記録法4条2項5号の閲覧制限事由が認められる。</p> <p>また, 記録法4条2項ただし書にいう「訴訟関係人」とは, 訴訟記録に係る刑事被告事件の被告人, 法人の代表者(刑事訴訟法27条), 法定代理人(同法28条), 特別代理人(同法29条), 弁護士(同法31条2項の特別代理人も含む。)及び補佐人(同法42条)をいうと解されるところ, 申立人はいずれにも該当せず, 「訴訟関係人」とは認められない。</p> <p>申立人と被害者遺族との関係は, 会社の上司と部下の関係というのみであり, 申立人が本件記録を閲覧する目的及び必要性は乏しく, 同人に閲覧を許可した場合, 関係者に対する弊害が認められるなど諸般の事情を総合的に考慮すると, 申立人は記録法4条ただし書にいう「閲覧につき正当な理由があると認められる者」と認めることはできず, 本件不許可処分は相当というべきである。</p>

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成26年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁判結果
3	<p>保管記録(不提出記録等含む)</p> <hr/> <p>民事裁判のため (請求者:被害者遺族)</p>	(不存在)	<p>【認容】</p> <p>記録法4条1項にいう保管記録(刑事訴訟法53条1項の訴訟記録)とは、刑事被告事件の終局裁判の判決書、その判断の基礎となった記録及び手続関係を明らかにした記録をいい、記録法4条3項にいう保管記録(刑事訴訟法53条1項の訴訟記録以外のもの)とは、刑事被告事件に関してその終結後に行われた訴訟、例えば、刑の執行猶予の言渡しの取消請求事件記録、再審請求事件記録、訴訟費用の負担を命じる裁判の執行免除申立て事件記録等をいうのであって、裁判所不提出記録はこれに含まれないと解するのが相当である。</p> <p>したがって、申立人が閲覧を求める裁判所不提出記録はそもそも記録法4条3項による閲覧の対象とはなり得ないというべきである。</p> <p>また、一件記録によれば、本件事故につき、刑の執行猶予の言渡しの取消請求事件記録等、記録法4条3項にいう保管記録は存在しないと認められる。</p>
4	<p>確定記録の再審保存請求</p> <hr/> <p>再審請求のため (請求者:被告人)</p>	<p>請求に係る保管記録の保管期間は約2年を残しており、現時点において、再審保存記録として保存する必要がない。</p>	<p>【棄却】</p> <p>記録法3条3項は、保存請求があっても保存しない決定をすることもできる旨を定めていることからすると、同法が、保存請求があった場合は保管記録を常に再審保存記録として保存することを義務付けるものとは解されない。そして、同条1項が、保管検察官が保存する決定をするかどうか、結局のところ、保管検察官において保存する必要性があると認められるかどうかによると解するのが相当である。</p> <p>申立人には本件事件につき現時点で具体的に再審請求を検討しているような事情もうかがわれず、保管期間も約2年間残存しており、申立人の主張する、多忙のため保管期間を徒過してしまうといった事態は、申立人において備忘の手立てを取れば対応可能なのであることからすると、現時点において保存する必要性がないことは明らかであり、保管検察官が本件決定をしたことについて記録法に反するところはない。</p>

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成26年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁判結果
5	<p>保管記録(逮捕状請求書「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」欄の「(3)その他本件に関する書類」に該当するもの)</p> <hr/> <p>再審請求のため (請求者:被告人)</p>	(不存在)	<p>【棄却】</p> <p>閲覧請求者が保管記録の一部につき閲覧を求める場合、どの部分が当該閲覧請求対象記録に該当するのかは、請求者において特定する必要があると解するのが相当であり、記録法が保管検察官に対し、それを超えて事件における保管記録の扱いを調査し、どの部分が該当するのかを選別・特定する義務を課したものは解されない。</p> <p>保管検察官において特定できず、請求者がそれ以上特定をしないときに、保管検察官が閲覧を不許可とすることは記録法4条1項が当然予定しているものといえる。</p> <p>本件閲覧請求対象記録が、司法警察員が逮捕状を請求した際に裁判官に提供した資料である以上、保管検察官としても保管記録中のどの記録が裁判官に提供された資料に該当するかについては判別できないものと解されることから、保管検察官は、本件保管記録閲覧請求について、閲覧請求対象記録不特定として閲覧不許可処分をすることが許され、保管検察官による申立人に対する「特定することができなかった」旨の通知は記録法に違背するところはない上、記録法は、保管検察官において、保管記録中の各記録が事件においてどのように扱われたのかを申立人に説明することを義務付けるものではない。</p>
6	<p>保管記録, 裁判書</p> <hr/> <p>民事訴訟のため (請求者:被害者)</p>	<p>刑事確定訴訟記録法4条2項4号, 5号</p>	<p>【一部認容】</p> <p>本件不許可処分において閲覧が不許可とされた部分の記載内容から、①専ら被告人に関する事項、②専ら申立人に関する事項、③被告人又は申立人に関する事項、に分類することができる。</p> <p>①のうち、被告人の運転免許に関する記録部分並びに同人の旧住所、携帯電話番号及び生年月日に関する記録部分については、申立人に閲覧させても、記録法4条2項4号にいう「犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがある」又は同項5号にいう「関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがある」とは認められず、被告人の本件交通事故当時の目的地に関する供述部分については、その記載内容に照らすと、これを申立人に閲覧させても、同項4号又は5号に該当する事由があるとは認められない。</p> <p>②はいずれも申立人に関する事項が記載された記録部分であり、その中には申立人のプライバシーに関する内容も含まれてはいるが、これらを申立人に閲覧させたとしても、記録法4条2項4号又は5号に該当する事由があるとは認められない。</p> <p>③のうち、被告人の戸籍全部事項証明書写し及び戸籍の附票写し以外の記録については、その記載内容に照らすと、関係人の身上・前科等プライバシー部分を超越する範囲についてまで閲覧を不許可としており、違法である。</p>

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成26年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁判結果
7	<p>確定記録の再審保存請求</p> <hr/> <p>再審請求のため (請求者：被告人)</p>	<p>請求に係る保管記録の保管期間は約10年を残しており、現時点において、再審保存記録として保存する必要がない。</p>	<p>【棄却】 (申立人は現在再審請求中の者であるところ) 請求対象記録の保管期間は、いずれも現時点において10年以上の年数が残存しており、その保管期間が満了するまでの間に、本件再審請求事件が終結しないことが予想される状況にはなく、本件再審請求事件のための保存の必要があるとは認められないことから、いずれも再審保存記録として保存しないこととした検察官の判断は正当である。</p>
8	<p>保管記録</p> <hr/> <p>再審請求審において証拠請求するため (請求者：被告人)</p>	<p>刑事確定訴訟記録法4条2項5号</p>	<p>【棄却】 (記録の) 閲覧不許可に係る部分は、純然たる個人情報内容を内容とするものであって、これを閲覧させれば、関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあり、記録法4条2項5号に該当する事由があると認められ、これらの個人情報は、本件再審請求事件それ自体とは全く関係がないか、あるいは、同事件における犯罪事実の存否の判断とは直接関係がないものであり、同事件のために個人情報に係る記録を閲覧する必要性は乏しいというべきであり、閲覧不許可に係る部分について申立人に閲覧させるのが相当とはいえず、閲覧につき正当な理由があるとは認められない。 なお、物件(没収証拠物)が、記録法所定の保管記録ではないことは明らかである。 よって、記録の一部及び物件について、いずれも閲覧を許可しないこととした検察官の判断は、正当である。</p>

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成26年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁 判 結 果
9	<p>保管記録</p> <hr/> <p>再審請求のため (請求者：被告人)</p>	<p>刑事確定訴訟記録 法4条2項5号</p>	<p>【一部認容】 訴訟関係人のする刑事確定訴訟記録法に基づく保管記録の閲覧請求であっても、それが権利の濫用に当たる場合には許されないものというべきであり、記録法6条の規定に照らすと、関係人の名誉又は生活の平穩を害する行為をする目的でされた閲覧請求は、権利の濫用として許されないと解するのが相当である。 本件閲覧請求時、申立人は、請求に際して同封した示談書等に記載されている事項については、熟知していたことが明らかであるから、不許可部分に係る本件閲覧請求のうち、示談書等に記載された事項と一致する部分については、被害者らの名誉又は生活の平穩を害する目的でされたということとはできず、その閲覧を認めるべきである。 これに対し、不許可部分に係る本件閲覧請求のうち、上記以外の部分については、申立人は請求の目的を再審請求の検討のためと主張するものの、本件不許可部分が被害者らのプライバシーに関する事項やこれらの者を特定しうる事項に限られており、閲覧が許可された部分をもって再審請求の検討という目的を達することは十分可能であることを併せ考えると、被害者らの名誉又は生活の平穩を害する行為をする目的でされたと認められる相当な理由があるというべきであり、権利の濫用として許されない。</p>
10	<p>保管記録、裁判書</p> <hr/> <p>共犯者の刑事訴訟における証拠とするため (請求者：共犯者の弁護人)</p>	<p>刑事確定訴訟記録 法4条2項5号</p>	<p>【取下げ】 H26. 8. 12 準抗告申立て H26. 8. 28 準抗告取下書を地方裁判所が受領、終結</p>
11	<p>確定記録の再審保存請求</p> <hr/> <p>再審請求のため (請求者：被告人)</p>	<p>請求に係る保管記録の保管期間は1年以上を残しており、現時点において、再審保存記録として保存する必要がない。</p>	<p>【棄却】 記録法3条によると、保管検察官は、再審の手続のため保管記録をその保管期間満了後も再審保存記録として保存する必要があると認められないときは、保管記録を再審保存記録として保存しない旨の決定をすることができることが明らかである。 本件保管記録の保管期間の終期は平成28年2月であり、同期間の終期よりも1年以上前に再審保存記録としての保存を行わなければならないような具体的な事情は一件記録上うかがわれないから、将来の再審の手続において同記録の存在が確保できなくなるおそれが合理的に認められるとはいえない。 したがって、現時点で本件保管記録を再審保存記録として保存する必要があるとはいえないから、本件決定は記録法に反するものではない。</p>

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成26年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁判結果
12	<p>保管記録</p> <hr/> <p>再審請求のため (請求者：被告人 の代理人，準抗告 申立人：被告人)</p>	<p>刑事確定訴訟記録 法4条2項5号</p>	<p>【棄却】</p> <p>(1) 記録法4条2項2号について 本件閲覧請求は，確定から3年を経過した後になされたものであり，記録法4条2項2号に該当する。</p> <p>(2) 記録法4条2項5号について (申立人は事件当時，指定暴力団の会長であるところ，)申立人を被告人とする確定判決における事件とAとの関係，申立人の身上関係，申立人とAとの関係に加え，同事件の裁判におけるAの関わり方に照らすと，申立人に本件公判供述の閲覧を許した場合，報復行為に及ぶおそれがあり，Aの生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるから，記録法4条2項5号に該当する。</p> <p>(3) 正当な理由の有無について 上記事情に照らすと，申立人がAに対する報復行為の情報収集をも目的として本件閲覧請求を行っていると思われる相当の理由があり，また，Aの証人尋問が行われた立証趣旨と申立人に係る確定判決との関係等に照らすと，申立人が本件公判供述を閲覧する必要性は乏しいといわざるを得ず，閲覧につき正当な理由は認められない。</p>
13	<p>保管記録，裁判書</p> <hr/> <p>別件刑事事件の訴訟のため (請求者：別件刑事事件弁護人)</p>	<p>刑事確定訴訟記録 法4条2項5号</p>	<p>【一部認容】</p> <p>(1) 記録法4条2項5号に該当する事由の有無 ・ 検察官が私的事項に関する部分を含むとして閲覧を一部不許可とした部分のうち，会社登記事項，営業許可番号等については，一般に公示されているものであるから，これらを閲覧させても関係人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるとはいえず，同号に該当する事由があるとは認められない。 ・ 検察官が閲覧を全部不許可とした略式手続の告知手続書及び略式命令謄本の郵便送達報告書については，閲覧させても関係人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるとはいえず，記録法4条2項5号に該当する事由は認められない。したがって，検察官は私的事項を除き閲覧させなければならない。</p> <p>(2) 記録法4条2項の「正当な理由」の有無 正当な理由の疎明責任は申立人にあるところ，申立人は，本件記録を閲覧する理由や必要性等について具体的に疎明しているとはいえないから，申立人に正当な理由があるとは認められない。</p>